

麦・大豆国産化プランの承認事務取扱要領

第1 趣旨

「麦・大豆国産化プランの策定について」(令和4年12月12日付け4農産第3575号農林水産省農産局長通知。以下「局長通知」という。)第3に規定する麦・大豆国産化プラン(以下「国産化プラン」という。)の協議及び承認手続については、局長通知に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 国産化プランの承認

- 1 局長通知第3の1の規定に基づき国産化プランを提出しようとする地域農業再生協議会等(以下「作成主体」という。)は、別記第1号様式に国産化プランを添えて、作成主体の主たる区域を所管する総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に、農政部長又は総合振興局長等が別に定める日までに提出するものとする。
- 2 1により国産化プランの提出を受けた総合振興局長等は、当該国産化プランが局長通知別記の基準を満たすものと認めたときは、あらかじめ農政部長に協議の上、国産化プランを承認し、別記第2号様式で作成主体に通知するものとする。
- 3 農政部長は、2の協議があったときは、局長通知第3の2の規定に基づき、速やかに、その妥当性について北海道農政事務所長と協議を行うものとする。
- 4 局長通知第3の6の規定に基づく変更を行う場合は、1から3までの規定を準用するものとする。

付 則

この要領は、令和5年1月13日から施行するものとし、局長通知の施行日以降の国産化プランの承認手続から適用する。